平成２７年（フ）第８０１号
名古屋市中川区服部４丁目906番地　ＦＲハイツＡ棟201号
債務者　河本　誠志
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１８号
名古屋市中村区日ノ宮町３丁目102番地
債務者　加藤　繁幸
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県垂水市牛根境1157番地１
破産者　有限会社福徳水産
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉280番地　パサディナ107号、申立時の住所鹿児島県垂水市牛根境1051番地
破産者　福徳　宏洋
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６３８号
静岡市清水区蒲原小金71番地の１
破産者　株式会社ヤマニ山島
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２１号
静岡市清水区銀座８番14号
破産者　株式会社ゴトー
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５号
静岡市清水区蒲原小金71番地の１
破産者　株式会社ガクエンタープライズ
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０２号
さいたま市岩槻区東岩槻２丁目１番地６　吉岡丸吉ビル
破産者　株式会社ケイワーク
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０３号
北海道恵庭市相生町14番地　豊栄ビル
破産者　株式会社ケイワーク
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０４号
北海道恵庭市黄金北３丁目２番地16
破産者　株式会社ケイワシステム
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地119
破産者　嶋浦屋　昇
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
神奈川県横浜市西区浜松町11番32号
破産者　株式会社スプラ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９０号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地111
破産者　有限会社大翔住建
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４４８号
大阪市中央区久太郎町１丁目９―28松浦堺筋本町ビル６Ｆ
破産者　株式会社プロ・サンテ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３３号
大阪府箕面市萱野２丁目12番22号
破産者　株式会社メディア・イースト
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１３号
大阪市西区北堀江２丁目３番３号
破産者　有限会社バランスカンパニー
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３５号
大阪市西区南堀江１丁目15番９号　南堀江コレット６Ｆ
破産者　株式会社ラピスコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４１９号
大阪市北区豊崎５丁目２番１号　藤井ビル303号
破産者　有限会社エフピーホームサービス
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７号
神戸市垂水区神田町７番３号
破産者　フーズブレイン有限会社
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５６号
神戸市北区星和台４丁目２－１
破産者　有限会社アートボックスノブ
1　決定年月日　平成27年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１号
三重県いなべ市大安町石榑南351番地
破産者　諸岡　健斗
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係